

(意見の要旨記載欄)

◎結論的要旨

八ッ場ダム事業は、①その経過(手続き)から見て極めて不当な手法が用いられていたこと、および、②治水・利水等からみて最早、八ッ場ダムを必要とする状況ではないこと、③八ッ場ダムは完成したとしても、水位変動でダム湖周辺の崩落を引き起こす可能性が高く、代替え地住民に日常的な不安を与えること、から中止することを求めます。

◎以下、理由等

1:経過の問題

八ッ場ダム計画は1952年に端を発している。当初、地域挙げての反対運動が繰り広げられていた。しかしながら、いずれは水の底に沈むところ、ということで社会資本整備は意識的に手を抜かれるばかりか、そぎ取られていった。いわゆる行政圧迫である。行政圧迫はすさまじいものがあり、水没予定地のみならず長野原町としても八ッ場ダム事業に同意を与えなければならない状況に追い込まれた。これ以上の地域社会破壊を防ぐための、いわゆるズリアガリ方式採用で、公式な反対運動は矛を収めた。ただし、「ズリアガリ方式はうまくいかない。この山はすべて崩落しやすいからだ。」という警告が住民から発せられていた事実も紹介しておく。

ここで先ず問題なのは、国と群馬県からの執拗な行政圧迫である。当初の反対理由は、「八ッ場ダム水没予定地住民が、大都会の犠牲になるなんてあまりに不条理」であった。その反対を押しつぶしたのが、行政圧迫である。反対派の町長が「反対を貫くことで、草津町民が不幸になってしまう。しかし、水没予定地住民を犠牲にしてはならない」と判断せざるを得なかった。ここまで追いやる手法が許されて良いのか、大都会のために水没予定地住民は犠牲にならないといけないのか、この問題は今こそ明確にしなければならない。あわせて、「ズリアガリ方式」を採用したが、果たして地盤が悪く、その整備は遅れに遅れた。最早、限界集落を越えてしまっている。現在でも地盤の問題は解決していない。ダム湖になり、水位変動が繰り返されると、周囲の傾斜地崩落が懸念されている。

次に、時間が大きく経過し、社会状況と利根川整備状況が大きく変わり、受益予定者の利水面・治水面での必要性は喪失した。そうした状況もあり、受益予定都県住民が八ッ場ダム計画見直しを国と受益予定自治体に求めた。訴訟も起きている。反対理由は「無駄な公共事業で水没予定地を破壊するな」である。勿論その底辺には、「大都会の犠牲にするのは不条理」が流れている。そうしてもう一つ、八ッ場ダムは夏期、水位が大きく低下することと、上流からの酪農排水と草津温泉など旅館街からの排水などで湖水水質が富栄養化してプランクトンの異常繁殖することで、ダム湖は観光資源にはならないことも明らかにした。

代替え地造成が始まるや、地盤の問題は浮上した。今の反対理由には、「代替え地住民に危険を与えるな」が加わる。

八ッ場ダムの経過を見ただけで、たくさんの疑問が提示されていたことが判る。それらを下記のように箇条書きで整理する。

- ① 八ッ場ダム水没予定地住民が、何故、大都会の犠牲にならないといけないのか？
- ② 八ッ場ダム水没予定地住民と長野原町は、ダムに反対することで生活できなくなっていたのは何故か？
- ③ 住民からその実現に疑問を呈されていたズリアガリ方式を採用した時点で、技術的な保証はあったのか？ どのような調査・検討をしたのか？
- ④ ダム湖になり、水位変動が繰り返されると、周囲の傾斜地で崩落が起きることはないのか？
- ⑤ 八ッ場ダムを必要とするほど、1都6県は水道水源に不足を来しているのか？
- ⑥ 八ッ場ダムを必要とするほど、向こう20～30年先に1都6県は水道水源に不足を来すのか？
- ⑦ 八ッ場ダムによる治水効果は数値として明らかにされているのか？

2：ハッ場ダム中止を求める理由 同時に起業庁への質問・見解要請（○の部分）

- ① ハッ場ダム水没予定地住民が、何故、大都会の犠牲にならないといけないのか？
- ✧ その答えは、NO！である。ハッ場ダム水没予定地住民が大都会の犠牲にならないといけない理由は何一つない。
- 理由があるとすれば、企業者はその理由を具体的に述べられたい。
- ② ハッ場ダム水没予定地住民と長野原町は、ダムに反対することで生活できなくなっていったのは何故か？
- いずれはダムの底に沈むところであるから、として社会資本整備は意識的に手を抜かれるばかりか、そぎ取られていったからである。起業庁の見解を示されたい。
- ③ 住民からその実現に疑問を呈されていたズリアガリ方式を採用した時点で、技術的な保障はとれていたのか？ どのような調査・検討をしたのか？
- これについては何も明らかにされていない。起業庁の回答・説明を求める。
- ④ ダム湖になり、水位変動が繰り返されると、周囲の傾斜地で崩落が起きることはないのか？
- ✧ この問題は専門家から危険性が指摘されている。宅地開発法では許されないスケールの人工盛土の上に代替え地を造成している。切り土の方は熱性変質土が存在しているところもあり、アンカー止めしているが、熱性変質土の強い酸性で、アンカーが溶解してしまうのは時間の問題である。
  - ✧ イタリアのバイオントダムは山津波に襲われ、ダム湖からの一瞬の溢水で2,000人以上が犠牲になっている。この惨事をハッ場ダムに直接置き換えることはできないが、最悪のことを想定して対処方法を考えておかなければならないという警告をこの惨事は発している。
  - ✧ 実際、ハッ場ダム湖が湛水後に繰返し運用する水位変動で、その周囲が崩落した場合、最大でどの程度の量の土砂がダム湖に崩落するのか、また、そのときにどのような対応が考えられるのかを想定しておく必要がある。
- 起業庁は、科学的な根拠に基づいて、最大でどの程度の量の土砂がダム湖に崩落すると考えているのか、及び、その場合の対応方法について示されたい。
- ⑤ ハッ場ダムを必要とするほど、1都6県は水道水源に不足を来しているのか？
- ハッ場ダムを必要とするほど、向こう20～30年先に1都6県は水道水源に不足を来すのか？
- ✧ 利根川流域6都県全体の上水道の一日最大給水量は1992年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012年度までの20年間に約200万m<sup>3</sup>/日も減少した。この減少量はハッ場ダムの開発水量の約1.4倍にもなる。工業用水も同様で、この20年間に約80万m<sup>3</sup>/日減少した。合計で約280万m<sup>3</sup>/日減少の減少であり、ハッ場ダムの開発水量の約2倍にあたる。すなわち、ハッ場ダムが持つ利水上の役割は、すでに終わっているのである。
  - ✧ これからは人口の減少、節水機器・システムのさらなる普及が確実なことから、将来にわたって、水需要が上昇することは想定できない。よって、将来共に、利水目的のハッ場ダムは不要である。
- 起業庁は、この2つの指摘を認めないのであれば、その科学的根拠と共に、数値をつけた反論をされたい。
- ⑥ ハッ場ダムによる治水効果は数値として明らかにされているのか？
- 事業認定申請書に記載されている、平成10年9月、さらには同19年9月の洪水によって生じた、堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害は、ハッ場ダムがあれば防ぐことができたのか明らかにされたい。
- 河川整備計画では治水目標流量を17,000m<sup>3</sup>/秒、河道流下能力を14,000m<sup>3</sup>/秒としている。河道流下能力を計画高水流量16,500m<sup>3</sup>/秒にまで整備すれば、ハッ場ダムは不要となる。河川整備計画で河道流下能力を14,000m<sup>3</sup>/秒としているのは何故か？理由

を具体的に示されたい。

- 併せて、現状で計画高水流量16,500m<sup>3</sup>/秒洪水に対応できない区間とその区間の稼働状況を明らかにされたい。
- 併せて、河道流下能力が計画高水流量16,500m<sup>3</sup>/秒洪水に対応できるように整備されるのはいつ頃の予定か示されたい。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいで結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。